

川 監 委 収 第 1 0 0 号

平 成 2 9 年 1 1 月 8 日

請 求 人 様

川越市監査委員 牛 窪 佐千夫

同 石 川 隆 二

同 新 井 喜 一

同 三 上 喜久蔵

川越市職員措置請求書の監査結果について（通知）

平成29年9月13日付けで提出された川越市職員措置請求書について、監査した結果を地方自治法（以下「法」という。）第242条第4項の規定により、次のとおり通知する。

第1 請求の受理

本件請求は、所定の法定要件を具備しているものと認め、これを受理した。

第2 監査の実施

1 請求人の陳述及び証拠の提出

法第242条第6項の規定に基づき、平成29年10月4日、請求人に対して陳述の機会を付与し、請求人が出席した。

なお、新たな証拠の提出はなかった。

(1) 請求の要旨

川越市職員措置請求書及び事実を証する書面（事実証明書等）並びに請求人の陳述に基づき、本件請求の要旨を次のように解した。

市所有の土地を他者が理由もなく占有している状況を市長その他の職員は放置し、原状回復して明渡しを求める措置を取らなかったことは著しく不当であり、土地を有効に活用できていないという損害が発生している。市長に対し、財産管理を怠る事実について、責任を有する職員に損害の補てんを求めること、土地の明渡請求に係る訴訟の提起、その他必要な措置を講ずることを求めるものである。

(2) 請求の理由

ア 市の公有財産である土揚敷（以下「本件市有地」という。）の一部が、当該北側に隣接する土地所有者A氏、B氏及びB氏の妻（以下「C氏」という。）により擁壁若しくは塀、車庫が設置され、自宅の敷地の一部として占有されている。

イ 市が平成23年に大東市民センターの建設に伴う道路整備のために行った境界確認に、請求人も立ち会っていた。その際、請求人が当時、国有地として認識していた本件市有地にB氏及びC氏により擁壁及び車庫が設置されていることについて、現場でB氏、C氏及び市職員へ指摘した経緯がある。このことから、市は少なくともその当時から本件市有地の一部が占有されていたことを認識していたはずであるが、何も対応していない。

ウ 請求人が、本件市有地の南側に隣接する所有地について、平成27年に業者へ測量を依頼した結果、A氏により本件市有地の一部だけでなく、請求人の所有地の一部も占有されていることが判明した。その後、市は請求人の所有地と本件市有地に係る境界証

明のための境界確認時に当該事実を確認しているが、本件市有地の原状回復について、いまだに対応がなされていない。

エ 市は、市の財産である土地を他者が理由もなく勝手に占有している事実を知らず、長年にわたって放置し、原状回復して明渡しを求める措置を取らなかったことは著しく不当であり、本件市有地を有効に活用できていないという損害が発生している。

2 監査対象部局の選定及び関係職員の陳述の聴取等

監査対象部局について、請求の要旨から判断した結果、以下のとおり選定し、関係資料の提供を求めて調査を実施するとともに、平成29年10月4日、関係職員の陳述の聴取を実施した。

(1) 監査対象部局及び聴取した関係職員

ア 監査対象部局

建設部建設管理課

イ 聴取した関係職員

建設部長、建設管理課長、同課副課長、同課主査

(2) 関係職員の陳述等の要旨

監査対象部局への調査及び監査対象部局から提供された資料、関係職員の陳述に基づき、陳述等の要旨を次のように解した。

ア 本件市有地について

本件市有地は、水路敷地に係る堤であり、公図上のいわゆる「土揚敷」と呼ばれているもので、平成14年4月1日付けで国から法定外公共物として市が所有権を取得し、市の行政財産として建

設管理課が財産管理を行っているところである。土揚敷の用途としては、水路から増水した際の溢水防止、ごみ等を除去する際の作業用地、隣接地の出入り等に使用されるものである。また、本件市有地では年2回の除草が実施されている。

なお、本件市有地は、昭和55年度に実施された地籍調査に係る境界確認において、隣接する土地所有者と国との間で既に境界が確定している。

イ 占有の現状について

A氏、B氏及びC氏は、本件市有地の一部を占有して請求人の所有地との境界部分若しくは境界周辺部に擁壁を設置して、自宅の敷地の一部として使用している。

また、本件市有地に、A氏は物置等、B氏及びC氏は車庫等を設置している。

ウ 市が占有の事実を認識した時期について

市は、平成23年11月に大東市民センターの建設に伴う道路整備のために境界確認を行った際、B氏及びC氏が本件市有地の一部を占有していることを認識している。

また、市は、請求人から境界証明が申請されたことに伴い、平成27年8月に請求人の所有地と本件市有地との境界確認を行った際、A氏についても本件市有地の一部を占有していることを認識している。

なお、その際、現地で立ち会ったA氏、B氏及びC氏がいずれも本件市有地の一部を不法に占有していることについて認めていることも確認している。

エ 占有に対する対応について

市がB氏及びC氏により本件市有地の一部が占有されていることを認識した前記ウ以降、平成27年7月までの対応については、市に記録がない。

しかし、市がB氏及びC氏に加えてA氏により本件市有地の一部が占有されていることを認識した平成27年8月以降については、市はA氏、B氏及びC氏との間で本件市有地に設置されている擁壁及び物置、車庫等（以下「占有物」という。）の撤去を前提とした行政指導を重ねて行っている。

その結果、当該占有物のうち、A氏が所有する古い物置がA氏により撤去され、また、当該物置が設置されていた場所に本来埋設されているはずの境界杭が、異なる位置に埋設されていたので、市は元の位置へ埋設している。

平成28年11月には、文書により撤去期限を設定した占有物の撤去及び原状回復を求める行政指導を行っている。

なお、行政指導等の経緯については以下のとおりである。

< A氏への対応 >

平成27年	8月	○境界を確認のうえ、A氏から境界確認の承諾書へ署名捺印あり。
	12月	○市から占有物の撤去を要請。
平成28年	4月	○A氏に占有物を設置した経緯を聴取。 その際、A氏から本件市有地の払下げ及び賃借等についての相談あり。
	5月	○市から占有物の撤去を要請。 ○A氏へ占有物撤去の進捗状況を確認。
	6月	○A氏から古い物置を撤去したとの報告あり。 ○市から請求人の所有地に侵入している排水管を布設替えするよう要請。

- (その後に是正あり。)
- 7月 ○A氏から本件市有地の払下げについての依頼あり。
- A氏から請求人の所有地にある占有物を撤去する考えでいるとの回答あり。
- 8月 ○市で本件市有地と請求人の所有地との境界にコンクリート杭を埋設。
- 平成28年11月 ○市から継続的に撤去を要請する旨伝える。
- 市からA氏宛に「水路敷上の占有物の撤去及び原状回復について(依頼)」を送付。(川建管発第716号)
- 平成29年 3月 ○A氏の代理人から依頼通知に対する回答あり。

< B氏及びC氏への対応 >

- 平成27年 8月 ○境界を確認のうえ、B氏及びC氏から境界確認の承諾書へ署名捺印あり。
- 12月 ○市から占有物の撤去を要請。B氏及びC氏から本件市有地の払下げ等についての相談あり。
- 平成28年 4月 ○B氏及びC氏に占有物を設置した経緯を聴取。その際、B氏及びC氏から本件市有地の払下げ及び賃借等についての希望あり。
- 5月 ○B氏及びC氏から請求人の所有地に出ている配管を撤去したとの報告あり。
- 6月 ○市から請求人の所有地に侵入している

		排水管を布設替えするよう要請。 (その後に是正あり。)
9月	○B氏及びC氏から本件市有地の払下げ及び賃借等についての言及あり。	
11月	○B氏及びC氏の意向を確認。市から継続的に撤去を要請する旨伝える。 ○市からB氏及びC氏宛に「水路敷上の占有物の撤去及び原状回復について(依頼)」を送付。 (川建管発第717号)	
平成29年 3月	○B氏及びC氏から本件市有地の払下げについての希望あり。	

第3 監査の結果

本件請求についての監査結果は、以下のとおりである。

はじめに、本件請求が「違法若しくは不当に財産管理を怠る事実」に該当するか否かについては、行政実例により「公有財産を不法に占用されているにもかかわらず何らの是正措置を講じない場合等をいう。」(自治省行政課長通知 昭和38年12月19日)と解されることを踏まえて、検証した。

まず、「不法占用」とは、一般的に第三者が法律上の正当な権原なくして他人の財産を違法に占拠し又は使用している状態と解されることから、「不法占用」について判断するためには、土地においては境界確定を行い、所有権を明確にする必要がある。

本件市有地においては、昭和55年度に実施された地籍調査に係る境界確認において、当時、土地所有者であったA氏の夫、B氏及びC氏を含め、本件市有地に隣接する土地所有者と国との間で既に境界が確定し

ている。

そのうえで、「不法に占有されている」か否かについて確認すると、本件市有地の一部がA氏、B氏及びC氏により擁壁が設置され、自宅の敷地の一部として使用されているが、市との間に何らの占有許可あるいは賃貸借契約等は存在していないこと、A氏、B氏及びC氏のいずれもが本件市有地の一部に法律上の正当な権原がないまま占有物を設置していることを自ら認めていることから、本件市有地の一部が「不法に占有されている」状態であると判断する。

次に、「何らの是正措置を講じない場合等」に該当するか否かについて確認すると、市がB氏及びC氏により本件市有地の一部が占有されていることを認識した第2(2)ウ以降、平成27年7月までの対応については、記録がない。

しかし、市がA氏を含めて本件市有地の一部が占有されていることを認識した平成27年8月以降については、市はA氏、B氏及びC氏との間で、占有の経緯を確認するとともに、本件市有地の占有物の撤去を前提として行政指導を重ねて行った結果、占有物のうち、物置が撤去され、それに伴い、境界杭を正しい位置へ埋設したこと、また、文書により撤去期限を設定した占有物の撤去及び原状回復を求める行政指導を行っていること等、市は具体的な取組を進めていることから、何らの是正措置を講じていなかったとは言えない。

したがって、本件請求の要旨である「財産管理を怠る事実」に該当するか否かについては、違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実があるとは認められない。

また、本件市有地が有効に活用できていないことに伴い損害が発生しているか否かについては、不法占有されている本件市有地が土揚敷として単独で存在している行政財産であるため、原則貸付けや売払い等ができないこと、また、目的外使用を許可でき得るものではないと解されることから、損害が生じているとは言えない。

以上のことから、本件請求に理由がなく、措置する必要はないと判断する。

本件請求に対する監査の結果及びその理由については以上のとおりであるが、財産管理を怠る事実があるとは認められないものの、本件市有地の不法占有状態が継続している事実に対し、早期解決に向けたより一層の取組を要望するものである。

また、請求人が市の対応に対する不信の念を抱いて住民監査請求に至ったことを真摯に受け止め、公有財産の管理者としての責務をあらためて自覚し、法定外公共物のより適切な管理が行われるよう、併せて要望するものである。